

資料提供

令和8年（2026年）10月7日
農業経営課長 丹 茂樹
（担当：副参事 鈴木 光彦）
電話 029-301-3833 内線 3857

県の報告徴求命令に対する茨城県西農業共済組合の虚偽報告に係る告訴について

県は、茨城県西農業共済組合に対して下記のとおり告訴を行いましたので、お知らせします。

記

1 被告訴人

- ・茨城県西農業共済組合
- ・茨城県西農業共済組合役職員（行為者不詳）

2 告訴年月日

2026年10月6日

3 告訴先

下妻警察署長

4 適用法条

農業保険法第228条、第229条（罰則）

5 告訴の趣旨

被告訴人は建物共済に係る不祥事案（落雷に起因する損害評価写真を流用した損害評価書作成）に係る農業保険法第208条に基づく県の報告徴求命令（共済加入者等に対する聞き取り調査などを指示）に対して、虚偽の報告をした疑い。

第六章 監督

（報告）

第二百八条 行政庁は、農業共済団体又は共済事業を行う市町村（以下「農業共済団体等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等若しくは共済事業の実施に関する条例を守っているかどうかを知るために必要があるときは、農業共済団体等又は受託者（第百十四条第一項又は第百八十八条第一項の規定により農業共済団体等から業務の委託を受けた者をいう。以下同じ。）からその業務又は会計（共済事業を行う市町村にあつては当該共済事業に係る業務又は会計に、受託者にあつてはその委託された業務又はこれに係る会計に限る。以下同じ。）に関し必要な報告を求めることができる。

第九章 罰則

第二百二十八条 第二百八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二百九条第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十九条 農業共済団体又は受託者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その農業共済団体の業務又は受託者の受託した業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その農業共済団体又は受託者に対しても、同条の刑を科する。